





# はんれい最前線

ように、死亡した未成年者の情報一般が、親の個人情報に当たるという考え方に基づくものであつたとするならば、最高裁が上記のような考え方を示した以上、本判決の先例的な意義は一見薄れるものと思われます。しかしながら、上記4(2)アのとおり、本判決は、「本件情報は、家庭及び地域における児童養育を支援するための行政機関である児童相談所が、その業務のために作成した児童記録一式であるから、その性質上、子の生前、その養育を直接的又は間接的に担っていた子の相続人たる地位を有する父又は母の個人情報と基本的に同視し得る」として、踏み込んだ検討までは行っていないものの、情報の性質（内容）と開示請求者との関係を一応踏まえた上で判断することを示しています。この点、一般的に考えても、児童養育の支援機関である児童相談所が収集した当該児童に係る情報は、支援を受ける親自身にとっても有用な内容が存在し得るでしょう。そして、本件情報については、本件児童に関する氏

名等の基本情報をはじめ、相談の内容や家族の状況、具体的な援助方針とその後の経過、関係機関又は関係者等からの情報及び本件児童に係る評価等が記載されており、開示請求者たる父親が、自身の子である本件児童がいかなる経緯で自殺に至ったのかを知りたいという目的を実現する上で、有用な情報も含まれている可能性が十分に考えられます。このように考えると、上記の最高裁第一小法廷判決の考え方によらしても、本判決の判断は是認されるものと思われ、参考裁判例としての意義をなお有しているものと考えます。

佐々木 泉 頸

(弁護士)

山田 敬之

(弁護士)

岸本 明大

(北海道町村会)

## ことばぢから 伝えたいことが 相手に届く! 公務員の言葉力

元静岡県理事 山梨秀樹／著  
四六判 定価(本体1,600円+税)

- 公務員の仕事で最も重要な説明・コミュニケーション力＝「言葉力」アップの極意を解説！
- 住民説明、広報・P R、文書作成、部下指導など、日常業務での「言葉力」活用法をわかりやすく提示！
- 毎日使う「言葉の力」で、飛躍的にしごとの効率化、組織活性化が進み、住民サービス向上にも効果大！



株式会社 ぎょうせい

フリー  
コール TEL:0120-953-431 [平日9~17時] FAX:0120-953-495

<https://shop.gyosei.jp>

ぎょうせいオンラインショップ

検索

〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11